

会 員 様

一般社団法人 長 崎 県 歯 科 医 師 会  
新型コロナウイルス感染症対策本部  
本部長 渋 谷 昌 史

## 令和3年度 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金申請について

(お知らせ)

謹啓 初冬の候益々ご清栄のこととおよろこび申し上げます。

さて、標記について、本年10月号長歯月報便にて予報としてお知らせしたところでございますが、先般、申請様式が厚生労働省ホームページに掲載されましたので、改めてお知らせいたします。

つきましては、下記及び別紙「令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金WEB申請フォーム入力の手引き」を参照に申請いただきますようお願いいたします。

なお、今回の支援補助金の申請は、電子申請のみとなりますが、インターネットを利用した**電子申請が困難な場合は、下記に記載の厚生労働省医療提供体制支援補助金コールセンターにお問い合わせ**の上、申請いただきますようお願いいたします。

記

### 1. 補助の対象となる医療機関等

補助の対象となる医療機関等は、「院内等で感染拡大を防ぐための取組を行う、保険医療機関、保険薬局、指定訪問看護事業者及び助産所」であることを要件としています。

### 2. 補助基準額（上限額）及び補助の対象経費

(1) 補助基準額（上限額）

・ **8万円**（無床診療所（医科・歯科））

(2) 補助の対象経費（以前に実施された補助金と同じです。）

補助の対象経費については、**令和3年10月1日から令和3年12月31日まで**に新型コロナウイルス感染症に対応した感染拡大防止対策に要した次の経費です。（従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費は除く。）

・ 賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料、医薬材料費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費など

### 3. 申請手続

(1) 申請受付期間 **令和3年11月1日（予定）から令和4年1月31日**

(2) 申請方法 申請は、事業に要する**費用が確定（物品であれば納品が完了し、費用が確定）してから、インターネットを利用した電子申請により申請**を行ってください。

電子申請は以下の厚生労働省ホームページに掲載されておりますので、当該ホームページから電子申請を選択して申請を行ってください。（手引きの5ページに記載のとおり、申請内容の入力は1時間以内となっており、入力から申請終了まで1時間を超える  
と最初から入力する必要がありますので、ご注意ください。）

厚生労働省ホームページ又は右記のQRコードからアクセスしてください。（アクセス方法は、別紙「手引き」参照）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_21485.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_21485.html)

（利用上の留意事項）

・パソコンほか**スマートフォンやタブレットからも申請可能**です。

**インターネットを利用した電子申請が困難な場合は以下の問合せ先までご連絡**ください。

（問合せ先）

厚生労働省医療提供体制支援補助金コールセンター

電話：0120-336-933（平日9:30～18:00）



(3) 申請内容 電子申請により、基本情報（施設名称、施設類型、代表者職名・氏名、連絡先、振込先等）及び感染拡大防止対策に要した費用（品目、数量、金額等）を入力していただきます。

なお、申請は必ず事業に要する**費用が確定（物品であれば納品が完了し、費用が確定）してから申請**して下さい。費用が確定しない段階における**概算での申請はできません。**

※**領収書等の証拠書類の提出は省略**しますので、必ず医療機関等において**交付決定から5年間は保管**しておいて下さい。

※申請回数は各施設1回限りです。

※同一の物品等に対して、本補助金と他の補助金を重複して受け取ることはできません。

### 4. 補助金の交付決定等

提出いただいた申請書については、厚生労働省で補助対象となる医療機関等であるか等の審査を行います。審査の結果、補助金の交付を決定した医療機関等には「交付決定及び交付額確定通知書」を郵送するとともに、請求書に記載の金融機関へ振込を行います。

（別紙）

- ・医療機関等における感染拡大防止等の支援継続支援補助金（令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金）概要
- ・令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金WEB申請フォーム入力の手引き

（以上）